

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり（UD）条例 適合証（標示物）の作成について

区は、令和2年10月のUD条例の全面施行に伴い、施設所有者等の申請に応じて適合証（標示物）を交付する。今後、施設所有者等に標示物を設置してもらうことで、UDの普及啓発を図っていく。

なお、標示物の作成は、区民参加型の公募を実施することで、UDの普及啓発も兼ねて行う。

1 標示物について

（1）作成する必要性

区はこれまで、都福祉のまちづくり条例に基づき標示物を交付してきた。UD条例の全面施行に伴い、区は交付する標示物が無くなるため、代わりとなる標示物を作成する必要がある。

（2）設置の意義

- ① 身体障害者等の施設利用者が、利便性に配慮して整備された施設であることを視認できる。
- ② 事業者が、法令遵守を徹底していることを公に示すことができる。

（3）作成方法

標示物のイラストは公募し、UDを広く周知しながら作成する。

2 他自治体の標示物について

別紙のとおり

3 今後のスケジュールについて

令和2年12月	イラストの公募期間（2か月程度）
令和3年3月	UD審議会でイラストの意見を聴いて区が採用案を決定